
日本科学者会議 京都支部ニュース

7月号 No.437
2020年7月13日発行

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

・・・・・・・・ 目 次 ・・・・・・・・

- 私の憲法メッセージ：「ポスト・コロナ」をめぐる二つの路線と日本国憲法（奥野恒久） 2
- 『日本の科学者』読書会6月例会（7/3）の報告：6月号特集；性と人権3
- 寄稿：脱原発への道と日米原子力協定（条約）（富田道男）6
- 寄稿：新型コロナウイルス感染における欧米と東アジアの違いはHLAに関係するか
（宗川吉汪）9
- ◆ 7～8月の支部関連行事の案内11
 - ・ 原発事故による甲状腺被ばくの真相を明らかにする会（7/31）検証委員会（ZOOM）
 - ・ 『日本の科学者』読書会7月例会（8/7）特集；原発災害から地域の未来へ
- ◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより12
- ◆ 近畿の催し物案内：「JSA 近畿（新シリーズ）」No. 29.2014

＜今年度会費の早期納入願い＞

今年度会費の納入率は6月末現在73%となっています。引き続き今年度会費（一般会員：14,400円、特別会費会員：7,200円、家族割会員：4,200円、若手会員：6,000円、若手特別：4,200円）の早期納入にご協力くださるようお願い申し上げます。今月は振込用紙を同封していませんので、4月・5月に同封した振込用紙で納入願います。なお、ご自分の納入状況を確認したい方は支部財政担当幹事・鈴木博之宛（Email: kbbhh761@ybb.ne.jp）にメールでお尋ねください。今年度会費の早期納入にご協力くださるようお願い申し上げます。

（支部財政担当幹事）

シリーズ：私の憲法メッセージ

「ポスト・コロナ」をめぐる二つの路線と日本国憲法

奥野恒久（龍谷大学）

アメリカのサンダース上院議員は、6月25日の上院で、「新型コロナから学んだものがあるとすれば、国家の安全保障は、爆弾や戦闘機の製造以上のものであり、国民の生活向上のためにできるすべてを尽くすということだ」、「米国史上、国の優先事項を変えなければならぬ瞬間があるとすれば、それは今だ」と述べ、国防費支出の1割を削減し、貧困率の高い地域の教育や医療、公共住宅の充実に振り向ける修正案を提起した。この提案は、日本の私たちにも突きつける。感染症だけではない、自然災害、地球環境の悪化、食糧問題などなど、人類が地球規模で直面している問題に本気で向き合い、一人ひとりの人間を本当に守ろうというのであれば、今こそ政治における優先順位を変えなければならない。軍事に力を入れている場合ではない。

思えば、2011年3月11日の東日本大震災後も、社会のあり方や人々の生き方が問われた。被災地復興をめぐって、日本経済のさらなる経済成長・「構造改革」の好機としたい「創造的復興」論と、一人ひとりの住民の命と暮らしを第一とする「人間の復興」論が鋭く対立した。「ポスト・コロナ」をめぐっても、二つの対立する路線が見え出してきた。

政府・財界の路線は、デジタル化を駆使しての監視・管理社会化である。6月22日の経済財政諮問会議では、7月にまとめる「骨太の方針」の骨子案が示され、デジタル化を「一丁目一番地」とし、「デジタル化への集中投資」を掲げている。この場で財界代表の民間委員

からはマイナンバーカードと預貯金口座とをひも付けることで、国民の所得を把握して国民への給付抑制につなげるべきとの要望も出たという。また、6月22日には、政府の規制改革推進会議も意見書をまとめ、「デジタル化を進める以外にわが国が生き残るための選択肢はない」とし、デジタル化に伴うプライバシー侵害のリスクについて言及はするものの、「個人情報の保護等の観点から情報漏洩等のリスクを過大に評価することを、……データの現実の利活用を極めて難しくする」と指摘する。コロナ危機に便乗してデジタル化を進め、ビジネスのために人々の個人情報をも食い物にするという、「人権より金儲け」の発想が露骨にあらわれている。デジタル化は教育現場でも活用されているが、今後、生徒・学生一人ひとりの特性や資質までもが、これにより調査・管理されることが予想される。

コロナ危機を正面から受け止めるならば、新自由主義さらには資本主義の限界について考えざるを得ない。周知のことだが、PCR検査の拠点で「公衆衛生」（憲法25条2項）を担うはずの保健所は、新自由主義政策の一環で852カ所（1992年）から469カ所（2020年）に削減された。「医療費抑制」のもと病院・病床も削減され、医師の数も抑制されてきた。

「医療崩壊」の危機をもたらした最大の要因であろう。「生産性」「効率性」「選択と集中」を至上命題とする新自由主義は危機に対応できないことが明らかになった。内田樹は、「あらゆる領域でスラック（遊び、余裕）をたつ

ぶりとしてある社会は高コスト・低効率であるが、危機耐性にすぐれている。おそらく多くの国はこれから『金を儲けること』より『命を守ること』を優先する社会に切り替えてゆくだらう」と主張する（週刊金曜日 2020 年 7 月 3 日号）。新自由主義と決別し、命と人権を最優先にすべきとするのが、もう一つの路線である。

言うまでもなく、日本国憲法が採用するのは後者の路線である。憲法 13 条は、前段で「個人の尊重」を掲げ、後段で「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定する。ここでいう幸福追求権の中にプライバシー権が含まれることは、最高裁も認めている。憲法 25 条は、1 項ですべての国民が「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を有するとし、2 項で国に対し「すべての生活部面」において「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努め」るよう命じている。保健所の削減など公衆衛生施策の縮小を進めてきた新自由主義政策は、憲法 25 条 2 項に反するのである。コロナ危機に直面して、健康面で、暮らしていく上で、教育において、営業の面で、苦境に追いやられた人たちが、改めてこれからの社会を構想するならば、日本国憲法をしっかりと掲げることではないか。デジタル化そのもの

が悪いわけではない。命や人権の保障に有益な活用法はたくさんあるだろう。だが、人権を度外視し、個人を監視や管理の対象とする活用法は、尊重されるべき個人が「対象」とされるその時点で、「個人の尊重」原理に反するように思われる。

権力を持つ側によるコロナ危機への便乗には警戒が必要である。持続化給付金の事務を 769 億円で受諾したサービスデザイン推進協議会が業務の大部分を電通等に再委託・再々委託していたことが問題となったが、「命と暮らし」のための予算まで、利権・癒着政治の温床にするのが権力の本質である。

最後に、コロナ危機で分かった最大のことは、「安倍政権は、国民を守らない」ということである。憲法とその下での法や手続きを遵守して政治を行うことが立憲主義であるが、日ごろから立憲主義をおろそかにしてきたこの政権は、危機に際して国民を守る意思も能力も態勢も持ち合わせていなかったということであろう。この国最高レベルの官僚や専門家の知見の結集が 466 億円（発表当初）かけての「アベノマスク」などとは到底思えない。「全体の奉仕者」ならぬ「政権の奉仕者」に、「忖度」を強いてきたこの政権の態勢のあらわれであろう。このような政権、国民にとって不幸としかいいようがない。

『日本の科学者』読書会 6 月例会（7/3）の報告 6 月号特集：性と人権

標記例会が 7 月 3 日（木）3 時半より京都支部事務所で開かれた。参加者 5 名。「6 月号特集」より 3 篇の論文が取り上げられた。

若尾 典子「家族を考える」（紹介：福島知子）
2012 年自民党改憲草案 24 条には、「家庭

は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は互いに助け合わなければな

らない」という「家族保護」規定が新設されている。「家族の保護される権利」ではなく、国民に家族の自助努力を要求する道德規定である。9条改憲は常に24条改憲が伴っている。9条改憲の目指す軍事国家は、これを支える「家族」を必要とする。まず「改憲草案24条と母子福祉法」では、すべての家族に自助努力を要請し、「子育て責任」に自助努力義務が課せられた。このことは高度福祉国家の理想すなわち高度経済成長を担う大企業の雇用政策に対応すると述べる。次に「企業の雇用政策と母子福祉政策」では、労働領域の規制緩和が労働に依存する結婚・家族の実態を浮き彫りにする。新自由主義の競争原理が貫徹する「労働と家族」の双方の領域で自助努力義務が要求される。改憲草案は、なぜすべての国民にたいし「家族」にだけ自助努力を求めるのかと筆者は指摘する。そして「新自由主義と「家族保護」論の関係」では、改憲草案24条の「家族保護」論は1990年代半ば、新自由主義と同時期に登場。選択的夫婦別姓制度の法案要項に反対。「家族保護」規定の欠落により「家族解体」が起きているとして9条改憲論とともに展開。戦前の家制度がモデルのような三世同居家族を推奨。家族内のケアの外部化うまく行かない時は、選択した当事者の責任であり、国に依存せず家庭内で解決し、厳しい競争を家族全員で乗り切る「日本的伝統」をと呼びかける。保育所領域では、2000年以降「待機児童」社会問題化地方自治体の保育提供義務が果たされていないとして、権利補償を「規制」とみなし緩和を要求する新自由主義と家族の自助努力に対応する恩恵制度への再編を要求する「家族保護」論の、絶妙な協調がケア領域で進展していると述べる。また「国家の基礎としての家

族法」では、近代家族法とヴァイマル憲法を背景に、「家族保護」論は、戦争への国家総動員体制を推進したと述べる。「おわりに」では、戦後日本の家族に否定されたはずの「家族保護」論の継承が見られ、その焦点はケアの領域にあるとする。ケア労働は定形化が困難であり、長期にわたる。担い手に「服従」を求め、「家族のために服従」精神を動員する「家族保護」論の登場する理由がある。ケア労働を服従労働とすることは、ケア対象者の「個人の尊厳」を奪うことになる。現代の緊急の課題である。①「家族保護」規定の排除は、家族差別しない家族政策すなわち社会政策を要請し、②家族の中の両性の平等は、ケアの担い手を固定化しないことを求め、③家族の中の「個人の尊厳」は、ケアを必要とする人が服従労働を要求する存在に貶められることなく、家族とともに生きることを要請する。ケアにより結びつく関係を家族の中でも外でも、ともに生きる関係にしていけることが、世界の人々の平和的生存権へと繋がることになると結んでいる。

山口真紀「アカデミアにおける女性のための支援—女性研究者支援事業の展開と課題」(報告：清水民子)

2000年代に入り文科省の科学技術人材育成補助事業として開始された女性研究者支援事業は「女性研究者支援モデル育成」などさまざまな名目を変えながら160機関で実施されてきた。とりくみとして①ポジティブ・アクション、②ワーク&ライフ両立支援、③教育・研究活動支援、④次世代育成などがおこなわれた。著者はこれら支援事業の実務者としての立場から、事業の評価(女性研究者数・比率の増加)とともに問題点を指摘する。

i) 支援の条件が「女性」「研究者」「正規雇用」「出産・育児・介護にたずさわる者」に限られる。女性のみへの「特別待遇」とみられる、非正規雇用者の疎外を助長する、当事者以外の業務負担増への支援はない、などの問題が指定される。

ii) 支援事業は競争資金でもあることから成果主義・業績主義を強化する（支援の費用対効果を求める）一面もあり、認められた一部の「女性」だけに資金と評価が集中する。

iii) ロールモデルとして「標準家族」イメージ（結婚・出産・子育て）を再生産・強化し、現代の「家族の多様なあり方」を問い直す視点が軽視される。

iv) 「ダイバーシティ研究環境実現イニシアチブ」事業への移行にともない、国際化や企業との共同研究推進が重視され、「構成員の権利」を守る事業から成長戦略のための「構成員の管理」へと変貌しつつある。

（感想）JSA もとりくんできたように女性研究者の職場開拓・地位向上と母性保護や保育にかかわる条件整備の運動は前世紀後半に高揚し、一定の成果をえた。とくに後者に関しては女性労働者全般の課題として労働組合（婦人部）の関与が大きかった。しかし、「女性×研究者」に焦点づけた課題の運動化は停滞し、ポジティブ・アクションなどアカデミア政策の転換を待たねばならなかったといえよう。一連の支援事業を一定の到達点ととらえ、女性研究者の権利と主体的要求にてらしてのいっそうの前進を期待したい。

本庄十喜『「日韓合意」と『少女像』問題からみる日本軍『慰安婦』問題の本質』（報告者：鈴木博之）

世界的な運動に呼応して、国内でも性暴力

被害者たちが、加害者の告発と自らの尊厳回復を求めて声を上げ始めているが、その先駆的事例が 90 年代初頭に始まる日本軍の「慰安婦」被害者らによる多様な取り組みであった。1991 年に元日本軍「慰安婦」被害者・金学順が日本政府への異議申し立てとして「生き証人」として名乗り出たのを契機に、歴史研究者たちの研究・運動を促した。その結果、「河野談話 1993」、「アジア女性基金 1997」などで国家の関与と強制性を一定確認したが、右翼歴史修正主義者の攻撃も強まり、「新しい教科書をつくる会 1996」、「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会（事務局長・安倍晋三）1997」などの動きがあり、最近では 2019「平和の少女像」パッシング問題があった。

「日韓合意」の概要：2015 年末に日韓の外相が共同記者会見し、日本軍「慰安婦」問題に関する合意として、①日本政府は、「軍の関与の下に多数の女性の名誉と尊厳を傷つけた」責任を痛感し、安倍首相は「心からお詫びと反省の気持ち」を表明、②韓国政府が設立する財団に日本政府の予算で 10 億円を拠出し、元「慰安婦」の「名誉と尊厳の回復、心の傷の癒しのための事業」を実施、③両国政府は「「慰安婦」問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認」し、「今後、国連等国際社会でこの問題について非難・批判することは控える」こと、を公表した。安倍首相は「最終的、不可逆的な解決」を強調している。

「日韓合意」の致命的欠陥：この「日韓合意」は、日本ではメディアの評価は高く、世論も好意的反応であったが、韓国では、被害者への聞き取りや事前の相談なしでの、被害者の声を無視した政治的妥結として秘密裏に

遂行されたとして反対運動が高まった。

この「日韓合意」の致命的欠陥は、①公式文書がない「口頭約束」、②「慰安婦」の強制性を否定したこと、③性奴隷制度（「居住の自由」「外出の自由」「廃業の自由」「軍人の性の相手を拒否する自由」を奪われていた）であったことの否定、④請求権問題は日韓請求権協定ですでに解決済みであるから、10億円は賠償金ではなく支援金、⑤真相究明措置、再発防止措置は全く言明されなかったこと、であるとされる。

「国際的評価」：この合意に対して国際的な評価は低く、女性差別撤廃委員会 2016、国連人権専門家たちの共同声明 2016、拷問禁止委員会 2017 などが「被害者の見解を十分に考慮し、彼女たちの真実・正義・被害回復措置に対する権利を保障すること」や「日本政府と軍部の責任を認める公式な謝罪と適切な賠償」を求め、「合意の見直し」を勧告した。韓国文政権の「日韓合意に関する新方針」2018：①被害当事者たちの意志をきちんと反映していない合意では、「慰安婦」問題を真に

解決することはできない。②両国間の公式合意だったという事実は否定できないので、日本政府に再交渉は求めない。ただ、日本側が真実をありのまま認め、被害者の名誉と尊厳の回復と心の傷の癒しに向けた努力を続けてくれることを期待すると表明している。

著者は、被害者に対して心のこもった、行動に裏打ちされた「真の謝罪」がないまま、「慰安婦」問題の「最終的かつ不可逆的解決」など望むべくもないことを強調している。また、日本政府の「少女像」にみる歴史認識は、「少女像」の設置を日本国家の威厳を侵害する行為としか認識しておらず、これはドイツ連邦政府の「ホロコースト記念碑」に見る歴史認識とは正反対なものである。日本政府はまず自ら「当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた」責任を痛感し、そのことを内外に示すための具体的措置を講じる必要がある。「少女像」は、日本を侮辱するものではなく、歴史の継承碑であろうと結んでいる。

寄稿：脱原発への道と日米原子力協定（条約）

富田道男

今から丁度 32 年前の 1988 年 7 月 16 日、それまでの「原子力の非軍事的利用協力協定（1968 年締結）」に代わり、現在の日米原子力協定が発効した。協定の公式名称は「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」¹⁾であり、16 ヶ条と付属書 A、B 及び「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に関する合意議事録及び同協定第 11 条に基づく両

国政府の間の実施取極²⁾」（以下「取決め」と言う。）並びに付属書 1 から付属書 5 の 31 頁からなるものである。条約第 5 号として 1987（昭 62）年 11 月 4 日に双方が署名し、1988（昭 63）年 7 月 16 日に発効した日米間の条約である。

この協定の有効期間は、第 16 条第 1 項に 30 年間効力を有すると定められ、その後は、日米のどちらかが相手国に文書による通告をすれば 6 か月後に協定を終了させることがで

きと定められている。報道³⁾によれば、協定の見直しをすることもなく 2018 年 7 月 16 日に 30 年の有効期限が来たので、その後は自動延長することで日米双方が合意したとある。

条約については、憲法第 98 条第 2 項に「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と定められている。したがって、2011 年 3 月に発生した福島第一原発事故により、政府は、脱原発実現のためにエネルギー政策の変更を試みたが、日米原子力協定による制約が効力を有していて、保有する核燃料やプルトニウムを期限を切って処分することは政府の一存で決められない状況にあった。それ故に脱原発のエネルギー政策を閣議決定することができなかつたと推察される。では、条約による制約とはどのようなものかについて日米原子力協定に目を通して見た。

有効期間を定める項目のある第 16 条を参考までに以下に記すと、

「1 この協定は、両当事国政府が、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内法上の手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後 30 日目の日に効力を生ずる。この協定は、30 年間効力を有するものとし、その後は、2 の規定に従って終了する時まで効力を存続する。

2 いずれの一方の当事国政府も、6 箇月前に他方の当事国政府に対して文書による通告を与えることにより、最初の 30 年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

3 いかなる理由によるこの協定又はその下での協力の停止又は終了の後においても、第 1 条、第 2 条 4、第 3 条から第 9 条まで、第

11 条、第 12 条及び第 14 条の規定は、適用可能な限り引き続き効力を有する。

4 両当事国政府は、いずれか一方の当事国政府の要請に基づき、この協定を改正するかしないか又はこの協定に代わる新たな協定を締結するかしないかについて、相互に協議する。」

この協定の驚くべき特徴は、上記の第 16 条第 3 項により、条項の大部分が協定終了後も「適用可能な限り引き続き効力を有する。」とされていることにある。核不拡散を前提にする協定なので核物質の処理が終わるまでは協定に効力を持たさなければならないということであろう。

協定終了後も効力を有する条項は、第 1 条、第 2 条 4、第 3 条から第 9 条まで、第 11 条、第 12 条、及び第 14 条の計 12 条である。これらの条項のうち脱原発への道に重要と思われるものは原文を「」でくくり、その他は概略を記すこととして、それぞれの条項は以下の通りである。

(1) 第 1 条は用語の定義であり、この協定で使用されている用語の定義が(a)から(j)までの 10 項目にわたり示されている。その項目だけを挙げると、(a)「両当事国政府」、(b)「者」、(c)「原子炉」、(d)「設備」、(e)「構成部分」、(f)「資材」、(g)「核物質」、(h)「高濃縮ウラン」、(i)「秘密資料」、(j)「機微な原子力技術」である。

(2) 第 2 条 4 では、「資材、核物質、設備及び構成部分が、次の場合にはこの協定の適用を受けないこととなるものとする。」として(a),(b)および(c)の場合を定めている。

中でも(b)核物質については、「(i)機関が、2 に規定する日本国政府又はアメリカ合衆国と機関との間の協定中保障措置の終了に係る

規定に従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は實際上回収不可能となったことを決定した場合。ただし、いずれか一方の当事国政府が機関の決定に関して異論を唱えるときは、当該異論について解決がされるまで、当該核物質は、この協定の適用を受ける。(ii)機関の決定がないときにおいても、当該核物質がこの協定の適用を受けないこととなることを両当事国政府が合意する場合」としている。「機関」とは国際原子力機関(IAEA)の略称と協定前文で定義しているが、「保障措置」の内容は確認できていない。

我が国の脱原発への道程では(ii)の「合意する場合」の実現を図れば、核物質の処理をすることができるものと考えられる。

(3) 第3条では、「プルトニウム及びウラン 233 (照射を受けた燃料要素に含有されるプルトニウム及びウラン 233 を除く.) 並びに高濃縮ウランであつて、この協定に基づいて移転され又はこの協定に基づいて移転された核物質若しくは設備において使用され若しくはその使用を通じて生産されたものは、両当事国政府が合意する施設においてのみ貯蔵される。」としている。

ここで言う「両当事国政府が合意する施設」は、「取決め」の成立した 1988 年当時の施設について、「取決め」の付属書 1～付属書 4 までに挙げてある。付属書 1 には再処理関連施設、付属書 2 にはプルトニウム関係の施設、付属書 3 に「第 1 条に關係するその他の施設」として、軽水炉及びガス冷却炉の一覧表が、所有者の名称や施設名(原子炉番号)ならびに所在地を含めて、示されている。付属書 4 には「いずれか一方の当事国政府の領

域的管轄内にある計画申又は建設中の施設であつて必要とされる時点において付属書 1、付属書 2 又は付属書 3 に追加されることが予定されるもの」が挙げてあり、その中に北海道電力の泊発電所 1、2 号機と北陸電力の能登原子力発電所(現在の志賀原発の旧称)が挙げてある。この 2 件を付属書 3 のものと合わせると、9 電力会社の名と所有する原子炉施設が全て「両当事国政府が合意する施設」として挙げられたことになる。

使用済み核燃料は、本条の後半部分「協定に基づいて移転された核物質若しくは設備において使用され若しくはその使用を通じて生産されたもの」に該当する。よって、東京電力が福島第二原発の廃炉を決めるにあたり付属書の「合意する施設」の一つ当該原発の施設内に使用済み核燃料を貯蔵することとしたのは協定に沿った措置である。

(4) 第4条は、日米が合意すれば、原発を核物質と共に輸出することができるということを決めている。

(5) 第5条では、日米合意の下で使用済み核燃料の再処理ができることを決めている。

(6) 第6条では、ウラン 235 の濃縮が日米合意のもとに可能であるとしている。

(7) 第7条では、核物質や使用済み核燃料の防護の措置が付属書 B に定める「防護の水準」と同様の水準で維持されなければならないとしている。

(8) 第8条では、この協定の下での協力は、平和的目的に限って行い、核物質の軍事利用を禁止するとしている。

(9) 第9条では、第8条の軍事的利用の禁止規定の遵守を確保するための処置が定められている。

(10) 第11条では、第3条、第4条又は第5

条の規定の適用を受ける活動を容易にするため、両当事国政府は、「取決め」を締結し誠実に履行することを定めている。

(11) 第 12 条では、いずれか一方の当事国政府が、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、(a) 第 3 条から第 9 条まで若しくは第 11 条の規定若しくは第 14 条に規定する「仲裁裁判所」の決定に従わない場合又は(b) 国際原子力機関との保障措置協定を終了させ若しくはこれに対する重大な違反をする場合の処置が決められている。

(12) 第 14 条では、協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合に相互に協議することと定められ、解決できないときは「仲裁裁判所」を設置して解決を図り、「仲裁裁判所」の決定は両国政府を拘束するとしている。

現在の日米原子力協定というのは、これら上記の条項が協定終了後も「適用可能な限り引き続き効力を有する」すなわち、我が国が核物質を保有する限り、事実上協定の効力は無くならないというものである。

我が国が全ての原発を廃止する脱原発の道を進むには、保有する大量のプルトニウムや使用済み核燃料を含む核物質の処理が不可欠であり、この処理には相応の日米交渉が必要となるであろう。そのためには、現協定の第 16 条第 4 項に基づく日米間の協議を行い、核物質廃棄のみを目的とする新しい協定を締結する必要があるのではないだろうか。

参考資料

1) 協定の付属書を含む全文は、文部科学省の Web サイト；

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2009/04/23/s630702_05.pdf

からダウンロードすることができる。(2020 年 6 月 5 日確認)

2) 昭和 63 年 7 月 2 日 (外務省告示第 355 号)、最終改正昭和 63 年 11 月 18 日 (外務省告示第 572 号)

3) 京都新聞 2018 年 7 月 17 日の朝刊

寄稿：新型コロナウイルス感染における欧米と東アジアの違いは HLA に関係するか

宗川吉汪

下表に欧米と東アジア各国の新型コロナウイルス感染状況を掲げた。日本と英国とを比較すると、人口当りの感染者数は日本は英国の 4.3%、死亡者数は 1.3%である。ドイツと比較すると、感染者数は日本はドイツの 7.7%、死亡者数は 8.2%である。新型コロナウイルス感染に関して東アジア人（中国・韓

国・日本）が欧米人に比べて抵抗性があるのは歴然としている。ロシアは両者の中間であった。

東アジア人が欧米人より新型コロナウイルス感染に抵抗性が高いのは、HLA の民族的差異によるのではないかと仮説が提出されている。HLA とは何ものか。

(感染者数, 死亡者数は日本時間 7 月 7 日午後 3 時 厚生労働省とりまとめ)

2020.7.7	感染者数(I)	死亡者数(D)	D/I (%)	人口(P)	I/P	D/P
					100 万人 当り	100 万人 当り
米国	2,936,077	130285	4	329064900	8922	396
カナダ	107,815	8748	8	37411000	2882	234
英国	287,290	44321	15	67530200	4254	656
フランス	167,043	29893	18	65129700	2565	459
ドイツ	197,523	9032	5	83517000	2365	108
イタリア	241,819	34869	14	60550100	3994	576
スペイン	251,789	28388	11	46736800	5387	607
ロシア	686,852	10280	2	145872300	4708	71
中国	83,558	4634	6	1433783700	58	3
韓国	13,181	285	2	51225300	257	6
日本	20,542	990	5	112078700	183	9

1. HLA (Human Leukocyte Antigen=ヒト白血球抗原) は, もともとヒトの白血球表面に存在する膜タンパク質として発見されたが, 後に, 体のほとんどすべての細胞の表面に発現していることがわかった.

2. HLA 遺伝子には多数の対立遺伝子があり, 個体ごとに異なるタイプの遺伝子をもつ. そのため HLA は自己と他者とを区別する. 臓器移植では同じタイプの HLA でなければ排除されてしまう. それゆえ, HLA は, MHC (Major Histocompatibility Complex=主要組織適合性複合体) とも呼ばれる.

3. 一方, HLA の遺伝子頻度は, 集団 (民族) ごとにさまざまに異なっている. 対立遺伝子の中には, 世界のほとんどすべての集団で共通に存在するタイプと, 反対に, 一部の集団にのみ存在するタイプがある.

4. HLA の対立遺伝子の中には, ウイルスなど病原体への抵抗性を示すような適応的なタイプと, 逆に疾患の原因になるタイプがある.

前者は時間と共にその頻度を増加させ, 後者は逆に減少させる. 遺伝子頻度の変化は, 遺伝的浮動, 遺伝子の流入, 自然淘汰などによってもたらされる.

5. HLA は免疫機構に深く関与している. ここではコロナウイルスに対する免疫作用について述べる.

6. HLA 分子にはクラス I 分子とクラス II 分子がある. クラス I 分子はすべての細胞に発現している. 一方, クラス II 分子は, リンパ球の一種である食細胞などの抗原提示細胞に発現している.

7. コロナウイルスに感染した細胞は, ウイルスを分解し, その断片を抗原として細胞表面に露出させる (抗原提示). この露出を司るのが HLA 分子である.

8. HLA クラス I 分子は, まず, 自然免疫に関係する. ウイルス感染細胞の表面に HLA クラス I 分子によって提示された抗原 (ウイルス断片) を NK 細胞が見つけると, その感

染細胞を攻撃する。うまくいけば、これで、感染細胞を死滅させることができる。

9. 獲得免疫では、食細胞、ヘルパーT細胞、キラーT細胞、B細胞などが登場した。食細胞はウイルスを分解しその断片である抗原をヘルパーT細胞に提示した。食細胞の抗原提示はHLAクラスII分子の働きである。食細胞と結合したヘルパーT細胞は、信号分子であるサイトカインを放出し、キラーT細胞を活性化する。同時に、B細胞の免疫グロブリン産生を促進した。

10. ウイルス感染細胞表面のHLAクラスI分子はウイルス断片を提示した。キラーT細胞はそれをめがけて攻撃する。こうして、

キラーT細胞は感染細胞を破壊することができる。免疫グロブリンはウイルスと結合して、ウイルスを生体から排除する。

11. 東アジア人と欧米人のHLAの差異が新型コロナウイルス感染の抵抗性に関与しているかどうか、いま、多くの研究者が注目している。

12. 東アジア人は過去に幾度もさまざまなコロナウイルスに感染してきたのではないかと。そのため、東アジア人のHLA分子（クラスIとクラスIIのいずれか、あるいは両方）のもつコロナウイルス抗原提示作用が、欧米人のHLAに比べて格段に強くなったのではないかと、研究成果が期待される。

7～8月の支部関連行事の案内

1. 第3回支部幹事会（ZOOM）

日時：7月16日（木）18：00～20：00

場所：京都支部事務所

2. 原発事故による甲状腺被ばくの真相を明らかにする会 検証委員会（ZOOM）

日時：7月31日（金）19：00～

（参加希望は宗川までご連絡ください）

3. 第2回近畿地区サポーター会議（ZOOM）

日時：8月1日（土）14：00～16：30

4. 第3回ワーキング会議

日時：8月7日（金）13：30～15：30

場所：京都支部事務局

5. 8月読書会

日時：8月7日（金）15：30～17：30

場所：京都支部事務局

内容：『日本の科学者』7月号「原発災害から地域の未来へ」

分担：矢崎論文（宗川）、水戸部論文（菅原）、初沢論文（鈴木）

6. 支部ニュース8月号発行

日時：8月12日（水）13：30～

場所：京都支部事務所

◆ ◆ ◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより ◆ ◆ ◆

第2回幹事会（6月25日）はZOOM会議となりました。第2回ワーキング会議（7月3日）は支部事務所で行いました。

1. 会員の現況（6月30日現在）

一般会員 203, 特別会費会員 2, 家族割り特別会費会員 3, 若手会員 7,
若手特別会費会員 11（会員合計 226）, 読者 4

2. 会費納入状況（6月29日現在）

2020年度納入者：一般 157/203, 特別 2/2, 家族 3/3, 若手 2/7, 若手特別 3/11

2019年度未納者：一般 6名, 若手 2名, 若特 3名

2018年度未納者：一般 3名, 若特 3名

3. 会計報告：6月分（会費は6/26まで）

2020年度累計		2020年度6月決算	
収入累計	1,049,986 円	6月収入合計	178,396 円
支出累計	791,481 円	6月支出合計	235,492 円
収支累計	258,505 円	6月分収支	-57,096 円
前年度繰越金	1,269,795 円	前月繰越金	1,585,396 円
6月末残高	1,528,300 円	6月末残高	1,528,300 円

4. 全国大会について

第51回定期大会はWeb会議（第1日、第2日）と代議員MLで実施することになりました。

第1日：9月13日（日）10：00～16：00

第2日：9月27日（日）10：00～16：00

京都支部からは一般会員の参加を積極的に図るよう申し入れることにしました。

5. 23総学について

23総学は東京支部の主催で、12月4日～6日、オンラインで開催することになりました。特別報告・シンポでは、ジェンダー平等、気候変動問題、コロナ危機などが取り上げられます。

分科会設置申込み締切は7月25日に延期となりました。京都支部からは、細川会員の提案で「コロナ禍における学生の学びーポストコロナを展望してー」の分科会を設けることになりました。

6. 今期の京都支部の活動の具体化について

・会員拡大について

会員拡大は今年度の喫緊の課題です。このままの状態では京都支部はじり貧になるのは確実です。幹事の若返りを図ることが急務です。

懇談会・講演会について

自然科学懇談会の開催、分科会プレ企画の開催を予定しています。

7. 6月～7月の支部関連行事（支部ニュース6月号発行～7月号発行）

6月11日（木）支部ニュース6月号編集発行、「日本の科学者」7月号発送

6月13日（土）満洲第731部隊軍医将校の学位授与の検証を求める会 役員会

6月23日（火）大学入試の在り方を考えるシンポジウム実行委員会・総括集会

6月25日（木）第2回幹事会（ZOOM）

6月26日（金）原発事故による甲状腺被ばくの真相を明らかにする会・検証委員会（ZOOM）

7月3日（金）第2回ワーキング会議

7月3日（金）7月読書会

7月13日（月）支部ニュース7月号発行、「日本の科学者」8月号発送,

（文責 宗川吉汪）